

第十五回国会 衆議院 農林委員會議録第十五号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君
理事野原 正勝君 理事原 健三郎君
理事平川 篤雄君 理事井上 良二君
理事足鹿 覺君

秋山 利恭君 大島 秀一君
小笠原八十美君 高見 三郎君
中馬 辰猪君 寺島隆太郎君
村松 久義君 金子與重郎君
高倉 定助君 高瀬 傳君
川俣 清吉君 中澤 茂一君
芳賀 貢君 山本 幸一君
中村 英男君

出席政府委員
農林政務次官 松浦 東介君
農林事務官(農業改良局長) 清井 正君
農林事務官(畜産局長) 長谷川 清君
農林事務官(畜産局長) 東畑 四郎君
食糧庁長官 東畑 四郎君

委員外の出席者
農林事務官(畜産局長) 花園 一郎君
産局飼料課長 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

十二月二十四日

農業改良助長法の一部を改正する法律案(野原正勝君外二十四名提出、衆法第二九号)
海岸砂地帯農業振興臨時措置法案(野原正勝君外九十九名提出、衆法第三一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員会設置に関する件

飼料需給調整法案(井上良二君外七名提出、衆法第四号)
飼料需給安定法案(小笠原八十美君外十二名提出、衆法第二三三号)
農業改良助長法の一部を改正する法律案(野原正勝君外二十四名提出、衆法第二九号)

海岸砂地帯農業振興臨時措置法案(野原正勝君外九十九名提出、衆法第三一号)

食糧に関する件
農業金融の根柢打開促進に関する件
肥料價格の適正化並びに供給確保に関する件
自給飼料増産確保のための助成措置に関する件

請願
一 農林水産業施設災害復旧事業に対する国庫補助のわく引下げ等に関する請願(川野芳滿君外五名紹介)(第四九号)

二 蚕業技術指導強化に関する請願(村上勇君紹介)(第二二七号)

三 同外一件(中馬辰猪君紹介)(第二一八号)

四 林業技術普及及事業費の増額等に関する請願(井上良二君紹介)(第一八五号)

五 入院患者用配給米増産に関する請願(勝俣君紹介)(第二〇八号)

六 昭和二十七年産米の供出割当に関する請願(福井勇君外一名紹介)(第二〇九号)

七 蚕業技術指導強化に関する請願外一件(前尾繁三郎君紹介)(第三二二号)

八 桐樹栽培養国庫補助の請願(松浦東介君紹介)(第三六七号)

九 輸出用花き球根振興に関する請願(内藤友明君紹介)(第四二八号)

一〇 岩国港を主食輸入港として指定の請願(西村茂生君紹介)(第四二九号)

一一 東頸城郡下の治山事業による地すべり対策確立に関する請願(田中彰治君紹介)(第四三〇号)

一二 林道予算増額に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四三一号)

一三 治山事業予算増額に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四三二号)

一四 昭和二十八年年度治山事業予算増額に関する請願(大村清一君紹介)(第四三三号)

一五 昇雲橋、カマノウネ間林道開設等の請願(長野長廣君紹介)(第五〇四号)

一六 杉原村神通を国営採種地として指定の請願(内藤隆君紹介)(第五四四号)

一七 菓子用砂糖の隨意契約による売却制度廃止に関する請願(辻寛一君紹介)(第五八〇号)

一八 荒茶粉引撤廃に関する請願

外二件(佐藤虎次郎君紹介)(第五八一号)

一九 国有林野整備臨時措置法の一部改正に関する請願(森田重次郎君紹介)(第五八二号)

二〇 蚕業技術指導強化に関する請願(生田和平君紹介)(第五八三号)

二一 同(石田博英君紹介)(第六〇八号)

二二 同(笹山茂太郎君紹介)(第六〇九号)

二三 同(飯塚定輔君紹介)(第六一〇号)

二四 同外一件(鈴木直人君外二名紹介)(第六一一号)

二五 同(山崎猛君紹介)(第六一二号)

二六 同(小平久雄君紹介)(第六一三号)

二七 同外二件(岡部周治君外三名紹介)(第六一四号)

二八 同(福永健司君外六名紹介)(第六一五号)

二九 同(小川豊明君紹介)(第六一六号)

三〇 同(並木芳雄君紹介)(第六一七号)

三一 同(渡邊良夫君外一名紹介)(第六一八号)

三二 同(大森玉木君紹介)(第六一九号)

三三 同(吉江勝保君外一名紹介)(第六二〇号)

三四 同(小川平二君外三名紹介)(第六二一号)

三五 同(井出一太郎君外二名紹介)(第六二二号)

三六 同(小坂善太郎君外二名紹介)(第六二三号)

三七 同(植原悦二郎君外二名紹介)(第六二四号)

三八 同外一件(平野三郎君紹介)(第六二五号)

三九 同(高見三郎君紹介)(第六二六号)

四〇 同(久野忠治君紹介)(第六二七号)

四一 同(河野金昇君紹介)(第六二八号)

四二 同(江崎真澄君紹介)(第六二九号)

四三 同(濱地文平君外一名紹介)(第六三〇号)

四四 同(森幸太郎君紹介)(第六三一号)

四五 同(矢尾喜三郎君紹介)(第六三二号)

四六 同(堤康次郎君紹介)(第六三三号)

四七 同(堤ツルヨ君紹介)(第六三四号)

四八 同(佐治誠吉君紹介)(第六三五号)

四九 同(甲斐中文治郎君紹介)(第六三六号)

五〇 同(中田政美君紹介)(第六三七号)

五一 同(中崎敏君紹介)(第六三八号)

五二 同(平川篤雄君紹介)(第六三九号)

五三 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五四 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五五 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五六 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五七 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五八 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

五九 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

六〇 同(中崎敏君紹介)(第六三九号)

- 五 自作農維持のため自作農資金貸付制度の活用と同資金のわくの増額の陳情書(前鹿兒島県議會議長米山恒治)(第七〇号)
- 六 長野県下の耕地、林道等の水害対策に関する陳情書(長野県知事林虎雄外一名)(第七一七号)
- 七 細島港輸出品検査所出張所設置に関する陳情書(宮崎県日向市長三尾良次郎外一名)(第七二二号)
- 八 食糧増産基本法(仮称)制定に関する陳情書(神奈川県議會議長長岡正二)(第一五五号)
- 九 農業再建に関する陳情書(山口県豊浦郡農業委員会協議会長新田義介)(第一五七号)
- 一〇 農業団体再編成に関する陳情書(鹿兒島県農林業振興協議會理事長田中茂穂外二名)(第一五八号)

- 一 積寒法に基く農業振興計画実施に対する補助増額等に関する陳情書(八戸市議會議長長岩岡徳兵衛)(第一五九号)
- 二 湿田単作地帯の農業改良に関する陳情書(島根県議會議長中島龍一)(第一六〇号)
- 三 蚕糸業の振興施策の実現に関する陳情書(前鹿兒島県議會議長米山恒治)(第一六一号)
- 四 土地改良事業費国庫予算増額の陳情書(前鹿兒島県議會議長米山恒治)(第一六二号)
- 一五 代行干拓事業の促進に関する陳情書(前鹿兒島県議會議長米山恒治)(第一六三号)
- 一六 耕地災害復旧事業費の予算措置に関する陳情書(高知県農

- 地部長中山堅吉)(第一六四号)
- 一七 耕地災害復旧につき原形復旧と超過工事との区分停止の陳情書(前鹿兒島県議會議長米山恒治)(第一六五号)
- 一八 北海道団体管かんがい排水事業溜池工事に対する補助率引上げの陳情書(北海道議會議長蒔田余吉)(第一六六号)
- 一九 有畜農家創設事業金融に対して特別会計設置等に関する陳情書(宮崎県議會議長日高彌一)(第一六七号)
- 二〇 草地農業振興に関する陳情書(岩手県議會議長村上順平)(第一六八号)
- 二一 林業技術普及体制強化確立に関する陳情書外十一件(山口県町村会長森本常雄外十二名)(第一六九号)
- 二二 林業の施設と税制改革等に関する陳情書(石川県林業会長大森玉木)(第一七〇号)
- 二三 農業災害補償法の施行に関する陳情書(長崎県大村市農業共済組合組合長川添清作外十名)(第一七四号)
- 二四 国営家畜市場誘致に関する陳情書(宮城県議會議長今野貞亮外一名)(第一七四号)
- 二五 干拓堤とうの災害復旧超過工事の国庫補助高率適用に関する陳情書(鹿兒島県議會議長田中茂穂)(第一七五号)
- 二六 林業技術普及事業強化拡充に関する陳情書(松山市一番町愛媛町村会長得能久吉)(第一七四号)
- 二七 急傾斜地帯農業振興促進に

- 関する陳情書(急傾斜地帯農業振興対策審議会長久松定武)(第三四八号)
- 二八 農業教育施設の拡充強化に関する陳情書(札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会会長理事事幡野直次)(第三四九号)
- 二九 農業団体再編成に関する陳情書(札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会会長理事事幡野直次)(第三五〇号)
- 三〇 農業協同組合法改正に関する陳情書(札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会会長理事事幡野直次)(第三五一号)
- 三一 不振農業協同組合の整備強化に対する国庫助成の陳情書(札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会会長理事事幡野直次)(第三五二号)
- 三二 でん粉価格の調整に関する陳情書(鹿兒島県枕崎市農業委員会会長山之内祥)(第三五三号)
- 三三 松山中島郷土開拓者復活に関する陳情書(岐阜県海津郡海西村神田甚之助)(第三五四号)
- 三四 農業団体再編成に関する陳情書(宮城県販購連合会長温水三郎外一名)(第三五四号)
- 三五 同(岐阜県町村議會議長會長長杉山金次郎)(第三五四号)
- 三六 農業協同組合の再建整備に関する陳情書(岡山市岡山県指導農業協同組合連合会長杉山定香)(第三五三号)
- 三七 かんがい及び排水機電力料金の国庫補助の陳情書(東京都議

- 會議長齋藤清亮)(第四四四号)
- 三八 耕土培養実施指定区に対する補助増額の陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四四五号)
- 三九 土地改良事業の推進に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四四六号)
- 四〇 災害復旧耕地事業の早期完成並びに農業施設防災措置に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四四七号)
- 四一 草地農業振興に関する陳情書(鳥取県議會議長木島公一)(第四四八号)
- 四二 蚕糸業の振興施策実現に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四四九号)
- 四三 自作農創設維持に要する金融制度確立に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五〇号)
- 四四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法による補正予算の大幅計上と高率補助の陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五一号)
- 四五 有畜農業振興措置具体化促進に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五二号)
- 四六 民有林の造林事業に対する国庫補助の陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五三号)
- 四七 台風災害地帯農林水産業振興法(仮称)制定に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五四号)
- 四八 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律一部改正の陳情書(東京都議
- 四九 農林漁業組合並びに連合会の再建整備方策の強化に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五五号)
- 五〇 食糧自給促進法の立法化実現に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第四五八号)
- 五一 草地農業振興に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五九号)
- 五二 農協青年組織の育成強化等に関する陳情書(静岡市静岡県農業協同組合青年連盟連絡協議會委員長山口権一)(第四五〇号)
- 五三 茶業振興に関する陳情書(社団法人日本茶業協會会長森田豊寿)(第四五一号)
- 五四 木炭公營検査の強化に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第四五二号)
- 五五 政府買上げ米代金前渡制度の法制化に関する陳情書(東京都議會議長齋藤清亮)(第四五三号)
- 五六 碧海地方産米の政府買入数量決定に関する陳情書(愛知県碧海郡碧海農業協同組合会長長岩瀬和子)(第四五四号)
- 五七 開拓及び干拓工事の早期完成に関する陳情書(愛知県土地改良協会開墾干拓建設部会委員長沢田芳男外十二名)(第四五五号)
- 五八 森林組合に対する国庫助成に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第四五六号)
- 五九 造林補助費増額等に関する

- 陳情書(広島県世羅郡山崎町森林組合長藤木順二外十二名)(第五五七号)
- 六〇 林業技術普及体制強化確立に関する陳情書(山口県知事田中龍夫)(第五五八号)
- 六一 小川国有林林下げに関する陳情書(和歌山県副知事荒木和成外十四名)(第六三四号)
- 六二 自作農創設維持資金拡充等に関する陳情書(岩手県庁内岩手県自作農貯蓄組合連合会会長宮川恵光)(第六五一号)
- 六三 食糧増産計画促進に関する陳情書(佐賀市佐賀県議会議事常任委員長坂井靖弘外十一名)(第六五二号)
- 六四 農林漁業資金融通法の業務に関する調査費に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第六五三号)
- 六五 繭糸価格安定法に基く最高最低価格の改正に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第六五四号)
- 六六 山林復興に関する陳情書(日本林道協会会長周東英雄外二名)(第六五五号)
- 六七 林道予算増額に関する陳情書(京都府林業土木事業振興会金田彌栄蔵外六名)(第六五六号)
- 六八 同(福山市会議長小山武雄外二十九名)(第六五七号)
- 六九 同(広島県沼隈郡松永町長石井謙三外五十一名)(第六五八号)
- 七〇 森林組合技術員設置費助成の陳情書(広島県豊田郡森林組
- 合連絡協議会会長田口員己外十二名)(第六五九号)
- 七一 林業技術普及事業強化拡充に関する陳情書外二件(岡山県真庭郡勝山町森林組合長人見茂三郎外二名)(第六六〇号)
- 七二 同(広島県安芸郡戸坂村森林組合長木村八千穂外二名)(第六六一号)
- 七三 同外一件(岡山県和気郡香登町森林組合長柴部寿男外一名)(第六六二号)
- 七四 林業技術普及体制強化確立に関する陳情書(茨城県町村会長関井仁)(第六六三号)
- 七五 治山事業予算拡充に関する陳情書(近畿治山治水連盟理事長堀玉三郎外七名)(第六六四号)
- 七六 同外二件(福山市市長藤井正男外四十八名)(第六六五号)
- 七七 同外二件(広島県沼隈郡松永町長石井謙三外四十七名)(第六六六号)
- 七八 電柱敷地補償料引上げに関する陳情書(全国指導農業協同組合連合会長荷見安)(第六六七号)
- 七九 日本酪農講習所の運営に関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第六六八号)
- 八〇 農業土木及び一般土木事業に対する地元負担金免除の陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六六九号)
- 八一 奥地開墾のため国有林内に林道開設の陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六七四号)
- 八二 農業共済保険金の早期支払
- に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六九五号)
- 八三 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六九五号)
- 八四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法施行の該当地区追加に関する陳情書(大分県指導厚生農業協同組合連合会会長波多野政男)(第六七五号)
- 八五 湿田単作地域の農業改良促進対策に関する陳情書(東京都議会議長斎藤清亮)(第六七五号)
- 八六 農業災害復旧費補助金の急直交付等に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六七八号)
- 八七 農業災害復旧並びに防除対策推進に関する陳情書(大分県指導厚生農業協同組合連合会会長波多野政男)(第六七九号)
- 八八 米価決定に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六八〇号)
- 八九 主要農産物価格並びに輸送に関する陳情書(大分県指導厚生農業協同組合連合会会長波多野政男)(第六八一号)
- 九〇 肥料需給調整に関する陳情書(大分県指導厚生農業協同組合連合会会長波多野政男)(第六八二号)
- 九一 飼料の需給調整に関する陳情書(大分県指導厚生農業協同組合連合会会長波多野政男)(第六八三号)
- 九二 結核患者の給食米に関する
- 陳情書(大阪府貝塚市日本患者同盟大阪療養所自治会委員長垂井美恵子外七百三十四名)(第六八四号)
- 九三 関門穀物取引所設立に関する陳情書(山口県議会議長二木謙吾)(第六八五号)
- 九四 植林事業補助金増額並びに植林増反に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六八六号)
- 九五 国有林野開放促進並びに臨時措置法の改正に関する陳情書(福島県町村会長横山宗延)(第六八七号)
- 九六 林業技術普及事業強化拡充に関する陳情書(岡山県和気郡三田村長藤本均外一名)(第六八八号)
- 九七 森林組合に対する国庫助成に関する陳情書(岡山県真庭郡川上村大字上福田川上村森林組合長理事津田章治)(第六八九号)
- 九八 農林漁業組合並びに連合会の再建整備方策の強化に関する陳情書(山口県議会議長二木謙吾)(第六九〇号)
- 九九 早場米供出期限延期に関する陳情書(農業委員会茨城県協議会会長大内竹之助)(第六九一八号)
- 一〇〇 本年度産米の消費者価格の現行据置に関する陳情書(堺市議会議長川崎卯三郎)(第六九五九号)
- 一〇一 二十七年産米の供出割当減額補正の陳情書(農業委員会茨城県協議会会長大内竹之助)(第六八六〇号)
- 一〇二 食糧自給促進法の立法化実現に関する陳情書(佐賀県議會議長田中虎登)(第六六一号)
- 一〇三 農地改良等促進に関する陳情書(三重県土地改良貫徹議員連盟理事田俊一外二名)(第六八二二号)
- 一〇四 西津軽土地改良事業に関する陳情書(西津軽郡土淵堰土地改良区理事長山内佐四郎)(第六八三三号)
- 一〇五 積雪寒冷単作地帯農業振興に関する陳情書(全国農業委員会協議会理事山内謙)(第六八四四号)
- 一〇六 急傾斜地帯農業振興臨時措置法による補助率に関する陳情書(高知県町村会長森田茂亀)(第六八五五号)
- 一〇七 農業災害補償制度に関する陳情書(秋田県農業共済組合連合会会長武田謙三外十名)(第六八六六号)
- 一〇八 果樹及び茶菜園芸に対する災害共済制度設定の陳情書(高知県町村会長森田茂亀)(第六八六七号)
- 一〇九 同有林野所在町村に対する交付金に関する陳情書(宮崎県町村議会議長井口秀夫)(第六八八八号)
- 一一〇 木炭炭質検査の強化に関する陳情書外十件(群馬県林産販売農業協同組合連合会会長剣持四郎外二十六名)(第六八九九号)
- 一一一 ドッグレース法制定に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎外五名)(第六八七〇号)

一一二 かんきつ類に対する災害
共済制度適用の陳情書(愛媛県
町村会長兵頭伝兵衛)第八七一
号)

○坂田委員長 これより農林委員会を
開会いたします。

井上良二君外七名提出、飼料需給調
整法案及び小笠原八十美君外十二名提
出、飼料需給安定法案を一括議題とい
たします。右の両案は先般来、畜産に
関する小委員会において審査せしめて
おりましたが、小委員会におきまして
は、昨日一応審査を終了し、両案を併
合して一案とし、修正議決すべしとの
報告書が、委員長の手元まで提出いた
されました。その報告書は、たゞいま
各位のお手元にお配りいたしました通り
であります。

この際畜産小委員会における審査の
経過及び結果につきまして、小委員長
の報告を求めます。小笠原八十美君。

飼料需給調整法案(井上良二君外
七名提出)

飼料需給安定法案(小笠原八十美
君外十二名提出)

飼料需給調整法案(井上良二君外七
名提出)

飼料需給安定法案(小笠原八十美君
外十二名提出)

右両案は、これを併合して一案
とし、題名を飼料需給安定法案と
なし、別紙の通り修正すべきものと
議決した。

右報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員会畜産に関する
小委員長 小笠原八十美
農林委員長 坂田英一殿

飼料需給安定法

(目的)

第一条 この法律は、政府が輸入飼
料の買入、保管及び売渡を行うこ
とにより、飼料の需給及び価格の
安定を図り、もつて畜産の振興に
寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「輸入飼
料」とは、輸入に係る麦類、ふす
ま、とうもろこしその他農林大臣
が指定するものであつて、飼料の
用に供するものと農林大臣が認め
たものをいう。

(飼料需給計画)

第三条 農林大臣は、毎年、輸入飼
料の買入、保管及び売渡に関する
計画(以下「飼料需給計画」とい
う。)を定める。

(飼料の買入)

第四条 政府は、飼料需給計画に基
き、食糧管理法(昭和十七年法律
第四十号)第十一条第二項の規定
により大麦及び小麦を買入れる
の外輸入飼料(大麦及び小麦を除
く。以下本条において同じ。)を買
入れることができる。

2 前項の規定による輸入飼料の買
入は、入札の方法による一般競争
契約によらなければならない。但
し、政令で定める特別の事由があ
るときは指名競争契約又は随意契
約によることができる。

(飼料の売渡)

第五条 政府は、飼料需給計画に基
き、その買入入れた輸入飼料を売
り渡すものとする。

2 前項の規定による輸入飼料の売
渡は、入札の方法による一般競争

契約によらなければならない。但
し、政令で定める特別の事由があ
るときは、指名競争契約又は随意
契約によることができる。

3 第一項の規定により輸入飼料の
売渡をする場合の予定価格は、当
該飼料の原価にかかわらず、国内
の飼料の市価その他の経済事情を
参し、よくし、畜産業の経営を安
せしめることを旨として定める。

4 第一項の規定による輸入飼料た
る大麦及び小麦の売渡については
は、食糧管理法第四条ノ三第一項
の規定を適用しない。

(売渡の附帯条件)

第六条 政府は、前条の規定により
輸入飼料を売り渡す場合には、そ
の相手方に対し、売渡に係る輸入
飼料(これを原料又は材料として
製造した飼料を含む。)の譲渡又は
使用に關し、地域又は時期の指
定、価格の制限その他必要な条件
を附することができる。

2 政府は、前項の規定により条件
を附されて輸入飼料の売渡を受け
た者が、その条件に違反したとき
は、当該違反に係る輸入飼料の売
渡価格に農林大臣が定める割合を
乗じて算出される金額に相当する
額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定によ
り条件を附されて輸入飼料の売渡
を受けた者が、その条件に違反し
たときは、その後二年間、第四条
第二項又は第五条第二項の規定に
よる入札の方法による競争に加わ
しめないことができる。

(飼料の需給がひつ迫した場合の
特例)

第七条 政府は、国内の飼料の需給
がひつ迫し、その価格が著しく騰
貴した場合において、これを安定
させるため特に必要があると認め
るときは、飼料需給安定審議会に
はかり、その所有に係る小麦を売
り渡す場合において、その相手方
に対し、その小麦から生産される
ふすまの譲渡又は使用に關し、地
域又は時期の指定、価格の制限そ
の他必要な条件を附することがで
きる。

2 前条第二項及び第三項の規定
は、前項の規定により条件を附さ
れて小麦の売渡を受けた者につき
準用する。

(売渡の価格等の公表)

第八条 政府は、第五条第一項の規
定により輸入飼料を売り渡したと
き又は前条第一項の規定により条
件を附して小麦を売り渡したとき
は、省令の定めるところにより、
遅滞なく、売り渡した輸入飼料の
価格、品目、数量、条件その他必
要な事項又は前条第一項の規定に
より附した条件を、買受人別に、
公表しなければならない。

(報告の徴取等)

第九条 農林大臣は、この法律の目
的を達成するため特に必要がある
と認めるときは、省令の定めると
ころにより、輸入飼料の輸入業
者、倉庫業者、販売業者若しくは
加工業者又は第七条第一項の規定
により条件を附されて小麦の売渡
を受けた者から、輸入飼料又は条
件を附されて売渡を受けた小麦か

ら生産されたふすまの在庫、販売
の数量、価格その他必要な事項に
関し報告を徴し、又は当該職員に
事務所、事業場、倉庫その他必要
な場所に立ち入つて調査させるこ
とができる。

2 前項の規定により職員が立入調
査を行う場合においては、省令の定
めるところにより、その身分を示
す証書を携帯し、且つ、関係人の
請求があるときは、何時でもこれ
を呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の
権限は、犯罪捜査のため認められ
たものと解釈してはならない。

(飼料需給安定審議会)

第十条 この法律の適正な運用を図
るため、農林省に飼料需給安定審
議会(以下「審議会」という。)を
置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應
じ、飼料の需給及び価格の安定に
關する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給及び価格
の安定のために必要な事項に關
し、その議決により、農林大臣に
隨時意見を述べることができる。

4 審議会は、農林大臣及び委員三
十人以上をもつて組織する。

5 委員は、左に掲げる者とする。

一 衆議院議員のうちから衆
議院が指名した者 五人
二 参議院議員のうちから参
議院が指名した者 三人
三 関係行政機関の職員の中
から農林大臣が任命した
者 五人以内

四 飼料に關し学識経験のあ
る者、農業者の団体を代表

する者、飼料の消費者を代表する者その他飼料の關係者のうちから農林大臣が任命した者 十七人以内

6 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故が起るときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

9 委員は、非常勤とする。

10 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十一条 この法律において政令に委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行に關して必要な事項は、農林省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して百二十日をこえない期間内において、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の改正)

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

飼料需給安定法(昭和 年法律第 号)の規定による飼料の買入、売渡、保管又は検査に關する一切の蔵入蔵出は、当分の間本会計の所屬とする。この場合において、第二条、第三条、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」とあるのは「食糧及飼料」と読み替えるものとする。

三十八の二 飼料需給安定法(昭和 年法律第 号)に基き飼料需給計画を定めること。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十八号の次に次の一号を加える。

第三十四条第一項の表中

「中央作況決定審議会」

「中央作況決定審議会」

飼料需給安定審議会

農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に關する重要事項を審議すること。

〇小笠原(八)委員 畜産小委員会の御報告を申し上げます。畜産に關する小委員会といたしましては、数次にわたる會議を開き、政府委員を招致して、畜産振興計画、明年度畜産関係予算、飼料対策等について討議を重ねたのであります。本委員会より井上良二君外七名提出、飼料需給調整法案が、また小笠原八十美君外十二名提出、飼料需給安定法案が、それ、当小委員会の審査に付せられ、両案の内容を檢討し、これを調整すること相なつたのであります。両案の主たる相異点は、一、食糧特別会計の買入、売渡しの対象となる飼料について、調整法案はこれを輸入にかかわるふすま及び政府の売渡しかかわる小麦から生産されるふすま、輸入にかかわるところし及び大豆がす並びに農林大臣が指定する飼料としたし、おののに対しては、安定法案におきましては、これを農林大臣が飼料の用に供するものと認

めた輸入にかかわる麦類、ふすま、とうもろこし及び農林大臣の指定する飼料といたしておるのであります。

次に、前案においては、農林大臣の売渡し飼料に対する公表、報告の徴収、罰則規定等を設けておられますが、後案においては、これらはいずれも欠いておるのであります。両案の相異点はおよそ以上の通りでありまして、現下の飼料事情よりして、いずれもそれぞれその主張の根拠を持つわけでありますが、この際お互いにとるべきはとり、捨つべきは捨つ、もつて畜産業の振興のため、大局的見地に立つて互譲の精神を發揮し、ここに各派の委員各位の御同意により、両案を併合した修正案を作成すること相なつたのであります。

その修正案と申しますのは、飼料需給安定法案を骨子として、一、第六条の売渡しの附帯条件に、新たに地域

の指定を加えたこと。二、第六条、第七條に対し、新たに連約事項を規定し

たこと。三、新たに第八條を起して、売渡しの価格等の公表の義務を政府に課した。四、さらに第九條を起して、報告の徴収または立入り調査権を規定したこと。五、第十條の審議會に關する規定中、委員の構成を変更し、

国会議員八名、学識経験者、農業団体代表、消費者代表、その他関係者中より十七名以内、関係行政機関職員五名以内としたのであります。その他、若干の字句の整理をいたしてお

ります。

以上申し上げましたのが、併合修正案の概要でございます。その詳細なる内容については、お手元に配付した報告書について御点検を願わし

と存じます。従いまして、小委員会といたしましては、全会一致をもちまして、両案を併合して一案とし、題名を飼料需給安定法案となし、その内容は、只今申し上げましたように修正すべきものと議決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

〇坂田委員長 ただいまの小委員長の報告について、御意見等があれば発言を許します。別に発言もないよう

でありますから、採決いたします。

ただいまの小委員長の報告通り、両案を併合して一案とし、その題名を飼料需給安定法案となし、修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

〇坂田委員長 起立総員。よつて両案を併合して一案とし、修正議決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。ただいまの両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

たこと。三、新たに第八條を起して、売渡しの価格等の公表の義務を政府に課した。四、さらに第九條を起して、報告の徴収または立入り調査権を規定したこと。五、第十條の審議會に關する規定中、委員の構成を変更し、

国会議員八名、学識経験者、農業団体代表、消費者代表、その他関係者中より十七名以内、関係行政機関職員五名以内としたのであります。その他、若干の字句の整理をいたしてお

ります。

以上申し上げましたのが、併合修正案の概要でございます。その詳細なる内容については、お手元に配付した報告書について御点検を願わし

と存じます。従いまして、小委員会といたしましては、全会一致をもちまして、両案を併合して一案とし、題名を飼料需給安定法案となし、その内容は、只今申し上げましたように修正すべきものと議決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

〇坂田委員長 ただいまの小委員長の報告について、御意見等があれば発言を許します。別に発言もないよう

でありますから、採決いたします。

ただいまの小委員長の報告通り、両案を併合して一案とし、その題名を飼料需給安定法案となし、修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

〇坂田委員長 起立総員。よつて両案を併合して一案とし、修正議決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。ただいまの両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇坂田委員長 御異議なきものと認め、さよう決しました。

〇坂田委員長 次に先般の肥料に關する小委員会の経過につきまして、小委員長より報告をいたしたいとの申出があります。これを許します。井上良二君。

〇井上委員 小委員長が事故ができました。御報告ができませんので、私からかわつて報告してくれとのことでございますから、肥料小委員会の報告を申し上げます。

肥料小委員会は青木正君を小委員長といたしました。十二月十二日第一回の委員を開き、当面しております春肥の需給対策に關連いたしました。先般メーカーが行いました海外への肥料輸出の問題を取上げまして、この輸出が国内の安定価格より、十貫当り二百円から二百五十円も下まわつております現状でありますので、この出血輸出が、国内の肥料価格に非常な影響をもたらすのみならず、また今後の肥料の生産並びに輸出の上にも重大な關係を持つて参りますので、小委員会といたしましては、農林省、通産省等關係政府委員を招致し、なお十六日、二十三日と続けて開きまして、その間、安工業会の大仲副会長、メーカー代表の昭和電工の鈴木常務、また全購連の島田常務、さらにはまた学識経験者の日本農業研究所の石井氏等を参考人として招致いたしました。あらゆる角度から、いろいろ意見を聴取し、委員会といたしまして、いろいろ檢討を加えて参つたのであります。その結果、メーカー並びに通産省側の意見は、特に今度の出血問題は、東亜地域に対す

る市場が、西歐側によつて荒されるといふことを非常に憂へまして、この際東亞市場を何とか確保したいといふこととから、非常輸出をしたようなことの説明がございました。またこの出血輸出を、国内の春肥等に対する価格に転嫁しはしないかという農民側の非常な不安に對しましては、この出血はそれぞれ各メーカーにおいて自己負担をするの処置を何とか譲じたいといふ御説明であり、決して国内価格には転嫁をしないといふ御説明がございました。

なにおこの輸出が国内の肥料価格に当然影響して参るのみならず、また現実に海外の市場価格が非常に下まわつております関係から、去る九月末に協定いたしました国内の肥料の安定価格を相当動搖せしめておりますので、この際これら安定価格に對する適正な価格決定を必要とする事態が起つておりますことをそれ／＼関係者は認めまして、何とかすみやかに安定価格を具體的にきめたいような意向でございまして。

なおまたインド向けあるいはまた朝鮮向け、あるいはフィリピン、沖繩等に對しまして、来年三月末までに約三十万トンに近い肥料が輸出されますので、当然春肥の需要に相當の供給不足になるのではないかと、またそのことが非常に春肥の需要の上に重大な影響を來すのではないかと不安がここに起つておりますので、これらの点に對しまして、それ／＼電力の供給の確保、あるいはまた増産に對する操業度の必要な対策等をもつて、計画通りの生産を推進するから、春肥の需給には心配はかけないといふような説明がされておつたのであります。だがこ

に問題になりますのは、今後政府が海外に輸出いたします場合における価格をどうするか、その場合の赤字をどうするか、またこの肥料の輸出を重要な輸出産業として認めます場合は、海外の価格との競争を一体どう調和して行くかといふ問題がここに起つておるのであります。国内の需要を満たすに、一方輸出産業としてのあり方を示す上においても、いろいろここに問題が残されております。これらの問題は、いづれ政府、民間ともにそれ／＼の対策を立てなければなりませんので、新しく肥料審議会というようなものを設置いたしました。この審議会で、それぞれ肥料の需給にらみ合せ、価格、生産、あるいは輸出入等について全般的な検討を加えて、肥料の生産に誤りなき対策を確立する必要があるという意見が出て参つたのであります。

以上のような審議を経ました結果、小委員会といたしましては、各党ともこの際、当面しておりますこの出血輸出の問題、春肥の供給不足に對する対策、さらに海外市場価格の値下りに伴う国内肥料価格の安定等の件を、この際政府にそれ／＼注意を喚起し、また政府の処置を要求する必要がある、本委員会に對して次のような決議案を出すことにしてはどうかということになりました。満場一致、小委員会の結論として、一、一、此の決議をいたし、本委員会の御決定を願つて、できれば各党の共同提案で本会議の都合がつかますれば、本会議に提出したい、こういうことに話合いがまとまりました。そこでその決議案を今お手元へ配付してございまして、一読読んでみます。

肥料価格の適正化並びに供給確保に關する件
最近における所謂肥料の出血輸出については、その輸出価格が實際に生産コストを割つた場合、その欠損が国内肥料価格に転嫁される虞れがある。又輸出量が大量に上る場合は、国内需給の均衡を脅かし、ために価格の高騰を齎らすことも考えられ、農民はこの肥料輸出問題に對し、多大の不安をもつて注視している。若しこの際適正な措置を欠くならば、肥料行政に對する不信を惹起し、延いては生産意欲の減退を招く虞れすらある。

仍つて政府は左記の措置を速急に講じ、不安の一掃に努むべきである。

記
一、政府は、肥料輸出価格が欠損を生じた場合、その欠損が国内肥料価格に転嫁されないよう措置すること。
二、差当り春肥に對して供給不足、価格の高騰を來さざるよう万全の措置を講ずること。
三、国内肥料価格を、海外市場価格と同水準に引下げること。
四、権威ある肥料審議会(仮称)を設置して、肥料の需給、価格、生産並びに輸出入等に對して検討を加え、肥料工業の育成発達と、農業生産の向上との一元的調整を図ること。

右決議する。
以上小委員会の御報告を申し上げます。

○坂田委員長 ただいま小委員長の報告に關し、御意見等あれば、發言を許します。

○足藤委員 この決議案の取扱いはどういふふうになるのでしょうか。

○昨日の小委員会に對しての希望としては、できるだけ限り本会議にこの決議案を上程していただいて、すみやかに院議をもつてこの決議の趣旨が達成できるように希望を申し上げておりました。そのへんの御所見いかがですか。

○井上委員 昨日の小委員会におきましては、本決議案を本農林委員会の御決定を願うとともに、農林委員会として、各党それ／＼御相談を願ひました。各党が共同提案を御賛成願ひますならば、ただちに本会議に共同決議案として上程することが最も妥当であるといふことになつておりますので、さうただちに委員長の方においでと、りはからいをお願いしたいと思います。

○坂田委員長 委員長から申し上げますが、本委員会の決議を、さらに本会議の決議とするようなことについての委員会としての権限がないようであり、ますから、その問題は委員長に御一任を願つて善処することに御了承願ひたいと思ひます。

○井上委員 私はこれは委員会として決議をいたしまして、当然法律案でございませぬけれども、委員長報告として重大な決議でございまして、本会議に報告する、そういうことにしてもいいし、もしそれが事務的にそういう前例はないといふことでもございまして、これは、これはひとつ至急に後ほど各派でそれ／＼意見をまとめまして、できればひとつ共同提案に願ひたい。もし与党の方で御都合が悪いようでも、さうしたら、野党側の方ではこれは共同提案にしたいといふ意見がありますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○坂田委員長 それでは今本委員会においてこれを決議すること、その後における処理について、わけてここでやりたいと思ひますが、ただいまの肥料価格の適正化並びに供給確保に關する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 それでは肥料価格の適正化並びに供給確保に關する件は本委員会の決議とすることに決しました。

これを本会議でどういふふうな扱いにするかという点につきましては、今井上委員のおつしやつたことを考慮に入れまして、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 それでは委員長に御一任を願うことに決しました。

○坂田委員長 次に自給飼料増産確保促進に關する件につきまして、金子君より發言を求められております。これを許します。金子君。

○金子委員 たま／＼今回の農林委員会におきまして、大きな農林関係の問題といたしまして、肥料の問題それから長年懸案になつております家畜増殖に伴う飼料供給不足の問題、この二つの問題が大きく取上げられておるのであります。これらの問題につきましても、おの／＼當面の問題といたしまして、非常に重要な問題であることはもちろんであります。そこで一面こうした購入飼料あるいは購入肥料と

いうようなことが内地のような集約農業においては大きな問題であると同時に、一面からは農業経営の合理化をはかり、そうして畜産生産物のコストを安くするという二面から行きましても、農家自体が自給いたしますところの飼料、肥料の増産対策をはかるというところが抜本的な一つの方策と考えます。それに引きかえて一政府の施策を見ますと、これらのものがわれわれの要望するよう大きな重点を置かれていないといううらみがありますので、この際この問題を農林委員会として、皆様の御同意を得て決議として政府に申し入れたい、こういうふうな希望を持つておるものであります。そこで案文をいたしましてお手元に差上げましたものを朗読いたします。

自給飼料増産確保促進のため
の助成措置に関する件
今後の国民食糧は、米麦等の主食に多量の畜産食品をとり入れた所謂総合食糧であるべきことは多言を要せざるところであり、食糧の増産と共に畜産食品の低廉大衆化は今や全国民の熱烈な要請である。

而して又、農業生産の面においても、家畜の積極的導入により耕畜一体の有畜農業経営確立が強く期待されている。

然るに、現状においては、畜産食品の高価なるため大衆の需要が伴わず一面低廉な畜産物の輸入と相俟つて、有畜農家の経済は必ずしも楽観を許さざるのみならず、無機質肥料の濫用により地力の減耗が甚しく、食糧の増産を阻害している。

かかる現状の打開には、畜産経営の全面的な合理化を必要とするが就

中自給飼料の増産確保を基軸とする生産費の合理的低減と地力の増進を図ることは刻下の緊急事である。よつて、政府はこの際草資源の開発及び飼料作物の増産に関する施設の拡充並にサイロ堆肥舎及び畜舎の普及改善に對してすみやかに補助助成の措置を講じ、もつて有畜農業の健全なる発展を図るべきである。右決議する。

以上のような案文であります。どうぞ皆様御賛成のほどをお願いいたします。

○坂田委員長 金子君の御発言に對し御意見等ございせんか。
○高倉委員 ただいまの決議案の趣旨はたいへんけつこうで賛成ですが、この案文はもう少し何とか書き方はないですか。

○坂田委員長 ただいまの金子君の御発言に對してはかに御意見ありませんか。――なければただいまの自給飼料増産確保促進のための助成措置に関する件を委員会の決議とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員長 異議なしと認め、さようにして、政府の所信をお聞きいたします。

○井上委員 この案文を決議したことに対して、政府の所信をお聞きいたします。

○松浦政府委員 先ほどの肥料価格の適正化並びに供給確保に関する件の決議案でございますが、決議案の御趣旨はまことにございませぬとございませぬ、実は硫安の輸出の価格につきましても、さきに御承知のように国内価格

水準を下まわらぬよう指導する方針であつたのであります。その後生産の方は順調に参りましたが、他方国際価格が非常に低くなりましたために、先ほどお述べになりましたように東南アジアにおける市場確保の御意味と、あるいはまたそれをあまりに抑制することによつての操短などによる国内の価格の奔騰等から考慮いたしまして、実は輸出を許可するようになつて参つたのであります。何分量があるものでありますから、これが国内の農家に転嫁されないだけの余裕があると考えておるようなわけでありまして、しかしながら今後の国内市場価格と海外市場価格と同等の水準というやうな問題もありませんか、またいろいろ肥料の需給、価格、あるいは生産、今後の輸出というやうな点につきましても、いろいろむずかしい問題もありませんか。

○坂田委員長 御意見をもちいたしまして、皆様方の御意見をもちいたしまして、近く肥料審議会をつくりまして、権威ある方々に委員をお願いしまして、その間の調節をはかつて参りたい。しかもなるべく取急いでやりたいたいと考えております。

なおただいまの自給飼料増産確保促進のため助成措置に関する件でございますが、申し上げるまでもなく、これは一党一派の政策というよりも、むしろ国策ともいへば食糧増産政策の重要な一役を担うもので、畜産振興は、えさなくしてできないことは何人もお認めのところでございます。そこで先ほどのいろいろ法律についての御趣旨もあつたのでございませぬけれども、根本は何といつても自給飼料、自給肥料をつくることにはあらねばならぬことも、これまた当然でございませぬ。

○芳賀委員 私はこの機会に、年末を控えて農民が一番成行きに注目しているところの本年度の供米代金に對する所得税減免の問題について、農林大臣が御出席になつておればなお幸いでありませんが、病氣と称して出席になつておられないので、幸い農林政務次官が見えておりますから、この問題についてお伺いしたいと思つておるわけであります。

供米代金の減免の問題につきましても、経緯的に見て、十一月二十五日の参議院農林委員会において決議が行われておるわけでありまして、一応読んでみますと、「供米の免税に関する件、供米に關する免税につき、義務供出米の代金及び特別集荷制度の超過供出奨励金等加算額に對する所得税の免除についてはさらに検討を加へることとなし、さしあたり、超過供出奨励金及び早期供出奨励金に對する所得税を全免することとなし、今国会中にこれが実現を期してすみやかに衆議院側にも打合せが必要なる法律の改正に努力すること。衆議院との交渉には委員長及び理事がこれに當ること。」というふうな事があるわけでありまして、これに關して農林委員会における決議が行われておるわけでありまして、これに關して當農林委員会に對してどのような申出ないし連絡があつたかという点について、まず坂田委員長にお伺いしたい

ので、現在としましては、あるいは牧野の改良あるいは自給作物の助成、あるいはまたサイロ、堆肥舎というやうな面の助成もしくは金融というやうなことにございまして、目下予算の折衝を續けておるような次第でございませぬ、できるだけ御趣旨に沿うやうにいたしたいと思つております。

○坂田委員長 芳賀委員に委員長としてお答えします。今芳賀委員からお話の通り参議院の農林委員長から書面が参りました。その後いろいろと御相談もいたしておりました。しかしこれは、両院の農林委員長がいろいろとそういうことについて話し合はするといふ公的な何らの根拠がないのであります。いわば私的な話し合ひであります。しかしもしもなことでありますので、参議院の農林委員のおきめになつたことを委員長から申出になつた件については、私どももいたしまして、十分了承いたしました。そういうつもりで、われわれもその申出の点をよく体しまして、それ、話し合ひを進めておつたやうな次第であります。大体さうな経緯に相なつております。

○芳賀委員 次に政府にお伺いします。この問題に關連しまして、二十五日のすぐあとの十一月二十八日に坂田英一君外二十五名が、昭和二十七年産米穀に對するの超過供出奨励金等に對する所得税の臨時特別例に關する法律案を議員立法として提案しておるわけでありまして、越えて十二月十二日に、これは野党三派連合で内藤友明君外二十一名が、米穀の充渡代金に對する所得税の特例に關する法律案を提出しておるわけでありまして、これらの二つの臨時特別例の内容は、一方は超過供出奨励金に對して所得税を免除するといふ自由党の行き方、それから野党三派の考え方は、二十七年産の米の買上代金が不当に低廉であるといふことに基礎を置いて、この供出代金全額に對して所得税の対象から除外すること、という二つの行き方でありまして、

○坂田委員長 芳賀委員に委員長としてお答えします。今芳賀委員からお話の通り参議院の農林委員長から書面が参りました。その後いろいろと御相談もいたしておりました。しかしこれは、両院の農林委員長がいろいろとそういうことについて話し合はするといふ公的な何らの根拠がないのであります。いわば私的な話し合ひであります。しかしもしもなことでありますので、参議院の農林委員のおきめになつたことを委員長から申出になつた件については、私どももいたしまして、十分了承いたしました。そういうつもりで、われわれもその申出の点をよく体しまして、それ、話し合ひを進めておつたやうな次第であります。大体さうな経緯に相なつております。

現在の法律案は大蔵委員会において審議中だと考えられるわけでありませう。この問題の処理について、農林大臣は現在どういふようなお考えをお持ちされるか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○松浦政府委員 廣川農林大臣は病氣と称して……ではなく、ほんとうに病氣で休んでおるのであります。また農林大臣の意向はどうかと言われましが、私は今あなたが仰せられた具體的なことについては、まだ打合せをしておりませんが、私の考えを申し上げておきます。

先ほど申し上げましたように、食糧増産は一党一派の問題ではなくして、現在は国策ともいふべき重要問題であると存じます。そこでどうして増産をはかるかといふ事ならば、政府が声を大にすることもけつこうであります。ところが、政府がいかに声を大にしましても、生産農民がこれに協力の態勢を示すようであれば、私はできないと思ふのであります。そこで根本は、いろいろ国のためであるとかいふことも大事でありまして、米麦をつくり主食をつくと、経済的に得をするものである、そういうことを具體的に農民が納得して、初めて生産意欲というものが出来るのではないかと、さういふふうにお考えをしております。そこでこの国会の中ごろには、御承知の如くに食糧自給促進法という法律を準備いたしておるのであります。皆様の御審議を願ひ、御協力を願ひ、御期待申し上げておるようなわけでございませう。そういう観点から参りまして、農業政策といつたしましては、この際どうしても税の軽減をなるべくその

範囲を拡大して、さうして実質の手取金をよけいにしてやるということが、非常に生産農民を保護するゆえんである。さういふ農業政策の観点からは、なるべく範囲が拡大されることを希望しておるのであります。一方義務供出その他につきましては、税の体系云々というふうな非常にむずかしい問題もございませうので、その調節をはかつて参りたいと思つておるような次第であります。二十六年産米につきましては、昨年御承知のような臨時立法をいたしたのであります。二十七年産米につきましては、皆様の御熱意によりまして、現在大蔵委員会において審議が進行いたしておると思ひますが、私どもは国会の意思を尊重して善処いたしたい、かように考えておる次第であります。

○坂田委員長 これにて暫時休憩いたし、午後一時から再開いたします。
午後零時十分休憩
午後二時二十二分再開

○坂田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。
この際小委員会の設置に關してお諮りいたします。本委員会といたしましては、今期の初めにおいて国政調査事項の一つとして農業団体に關する事項について議長の承認を得ておりますが、最近諸種の農業団体の再編成問題について相当論議されております。つきましては本委員会に農業団体の再編成に關する小委員会を設置いたしまして慎重なる調査をいたしたいと思ひますが、この小委員会の設置に御異議ありませんか。

○坂田委員長 御異議なしと認めます。なおただいまの小委員会の員数、小委員及び小委員長の選任につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
○坂田委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

○坂田委員長 この際農業金融の問題につきまして野原正勝君より発言を求められております。これを許します。

○野原委員 私は農業金融の梗塞打開に關しまして、本委員会として決議をいたしたいと思つております。決議案文を朗讀いたします。

農業金融の梗塞打開促進に關する件
農業協同組合及び同連合会の再建整備に關しては農林漁業組合再建整備法による国の援助により、或る程度効果を収めたが、今尙欠損金及び不稼動資産に見合う借入金金の金利負担の重圧により、その経営は著しく圧迫せられ、再建整備の急速な達成が阻害せられてゐるのみならず、組合系統金融機関のこの種貸付金の長期固定化に基いて、農業生産の拡充強化に寄与すべき系統金融機関としての機能の發揮が、著しく阻害せられてゐる現状である。よつて政府は、かゝる事態を率直に認識して、農業協同組合法及び農林漁業組合再建整備法を再検討し、組合経営の健全化を図るための総合的施策を強化すると共に、急務たる農業協同組合及び同連合会の借入金金の金利負担を軽減し、信用農業協同組合連合会における固定化債権の流動化を図る

ため、長期低利の財政資金を導入し、その利子を補給する等の方策を講じ、現下農業金融の異常なる梗塞状態を速に打開すべきである。
右決議する

以上決議案文を読み上げましたが、この決議案文に書きましたごとく、今日の協同組合の現状は、すでにここに本委員会におきましていまだら喋々を要せぬところでありまして、日ごろ委員各位よりきわめて熱心になるこの問題に対する意見が開陳せられておるところであります。われわれはさきに協同組合の育成強化のために農林漁業の協同組合の再建整備法案というものを審議いたしました際におきまして、その再建整備は徹底せる施策をもつて臨まなければならぬという強い要望をもつて、当時あの再建整備法を成立せしめた経緯があるのであります。その後再建整備法によりまして、固定化資産に対する利子の補給及び増資に対する奨励金等が出るようになつたのであります。それをもつてしましてもなおかつ旧農業会当時から引継がれた赤字の債権なるものは解消せざるのみか、その他農業協同組合の持つておりますさまじい稼動し得ないマイナスの資産というものは、そのままそっくりいまだに大きな荷物になつておるのであります。もとより再建整備法によりまして救われました面も相当大きいものがあるが、私どもは率直に認めるものであります。当時再建整備法を審議いたしました当時におきまして、あのような微温湯的な対策をもつてはどうかといふ十分な再建整備は不可能ではないかといふやうな、一抹の不安を持つておつたので

ありますが、今日に至つては、これをよく見るならばまさにその通りであります。はなはだ徹底を欠いたことはわれわれは率直に認めざるを得ないのであります。ここにおきまして、過去のことをとやかく言つたところで始まらない、われわれは今後の協同組合を育成強化し、さうして、わが国の当面しております農政の画期的な躍進、食糧自給問題の根本的な解決に大きなその力を結集いたしました。協同組合が奮然として立ち上つて、その経済活動が活発になり、そのことによつて初めてわれわれが意圖している国内における食糧自給問題の真の解決が望み得るのであります。その意味におきまして私どもは、過去の政府のやり來つたことがいささか微温であつたといふ点をこれ以上追究はいたしません。今後は大いにその固定化債権の流動化、不稼動資産に対する流動化について適切な措置を講ずべきである。

しからばいかなる措置を講ずべきかといふ問題になります。今日われわれの一応の調査によりますと、不稼動資産と目せられてゐるものは約百三十億になん／＼としてゐるが、ごときことでありまして、もとよりその内容につきましては十分検討の要もあり、また同時に協同組合の今後の運営につきましても、いろいろその改善をはかるべき問題はたくさんあると思つております。と、とらええざわれは、この百三十億の赤字に對しまして、不稼動資産に對しまして何らかの方法をもつてこれに活を入れる、すなわち政府の低利の金融措置を講じ、さうしてそのためには利子の補給といふやうな対策をもちまして、長期年賦償

選というような形をもつて漸次その健全化をはかる、穴を埋めて行くというようにしたいと思ふのであります。その意味におきましてここに農業金融の梗概打開促進に関する決議案を本委員会が決定をいたし、強く政府にこの問題の解決を要請せんとするものであります。

○坂田委員長 御意見等があれば別に御意見もないようでありまして、野原正勝君発言による農業金融の梗概打開促進に関する件に、委員会の決議とするに御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員長 御異議なしと認めさうに決しました。

○坂田委員長 これより請願の審議に入ります。本委員会に付託になりました請願は、現在まで全部で百十七件であります。本日の請願日程に掲げておきます百十七件の請願を、一括議題といたし審査を進めます。各請願の内容につきましては、すでに文書表によつて御承知のことと存じますが、先ほど理事會におきまして慎重に内容を検討いたしましたところによりまして、日程第六八以外の全部の請願は、いづれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員長 御異議なしと認めさうに決しました。なお報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

○坂田委員長 引続きこれより陳情書の審査に入ります。本委員会に付託された陳情書は、現在まで全部で百十二件であります。各陳情書の内容につきましては、すでに文書表によつて御承知のことと存じますが、現下の農業における諸種の重要問題を如実に反映いたしております。当委員会といたしましても、これらの陳情書の趣旨を十分承つておきまして、今後とも農業の振興に万全の努力を続けて参りたいと思つております。こういう意味におきまして、陳情書は了承という取扱ひにいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

○坂田委員長 この際御報告いたしました野原正勝君外二十四名提出、農業改良助長法の一部改正する法律案が本委員会に付託になりました。これより本案を議題といたし、審査を進めます。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。野原正勝君。

農業改良助長法の一部を改正する法律案
農業改良助長法の一部を改正する法律案
農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。
(助成の基準)

第二条 政府は、農業に関する試験研究を助長するため、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、左の各号に定めるところにより、補助金又は委託金(以下本章中「資金」という。)を交付する。
一 国及び地方の農業事情からみて緊要と認められる都道府県及びその他の試験研究機関の特定の試験研究に要する経費について、その全部又は一部
二 農業改良研究員の設置につき、都道府県に要する経費について、その三分の二
三 第十四条第一項第二号の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県に要する経費について、その二分の一
第二条の次に次の二条を加える。
(農業改良研究員)
第二条の二 都道府県は、第十四条第一項第二号の協同農業普及事業に必要な試験研究を推進するために、都道府県農業試験場に、農業改良研究員を置くものとする。
2 農業改良研究員は、農業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行う。
(農業改良研究員の任用資格)
第二条の三 政令で定める資格を有する者でなければ、農業改良研究員に任用されることはできない。
第三条中「農事試験場」を「農業試験場」に改める。
附則
I この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 第二条の規定による補助金又は委託金の交付については、昭和二十八年年度分限り、第四条第一項中「毎年一月三十一日までに」とあるのは「法律の施行の日から一箇月以内」と、同条同項及び第二項中「次年度」とあるのは「昭和二十八年年度」と、第五条中「毎年三月三十一日までに」とあるのは「この法律の施行の日から三箇月以内」と読み替へるものとする。

○野原委員 ただいま議題となりました、農業改良助長法の一部改正する法律案の提案理由を御説明いたします。そも、農業技術の改良が、食糧増産と農業経済の安定向上の基礎をなすものであることは、申すまでもないところであります。これがためには試験研究事業を拡充するとともに、その成果を農家に普及浸透させることがきわめて重要な事柄であります。

農業技術の普及につきましては、昭和二十三年農業改良助長法の成立以來、国と都道府県との共同事業として、国から補助金を交付し、着々とその成果をあげている次第であります。その効果をますます高く高めて行くためには、一層試験研究を充実して行かなければならぬことはもちろんであります。特に普及に直接関係のある都道府県農業試験場の実地応用的な試験研究を拡充することがきわめて重要なこととあります。

さきに政府において実施いたしました試験研究機関の整備総合により、都道府県農業試験場は普及の中核としての性格をきわめて強固にいたしましたのであります。普及事業の推進のためには試験研究と普及とは一体とならなければならぬと考えるのであります。にもかかわらず、都道府県農業試験場における、普及事業を推進するための試験研究に対する助長措置は、ほとんど講じられていなくなつたやうな状態であると思つております。食糧増産の要請がきわめて緊急な現下の実情にかんがみ、急速にこれが態勢を確立する必要を痛感いたしまして、ここに農業改良助長法の一部を改正する法律案を提出する次第であります。

この法案の主要な内容を申し上げますれば、その第一は協同農業普及事業に必要な試験研究を推進するために、都道府県農業試験場に農業改良研究員を設置しようとするのであり、その第二は、都道府県農業試験場の研究能力を向上するため、主要な研究施設を拡充しようとするのであります。これがため必要な経費の一部を国で補助せんとするものであります。以上が本改正案の提案理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○坂田委員長 本案に対し質疑を行います。
○足鹿委員 一、二点簡単にお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。清井改良局長にお伺ひ申し上げます。清井改良局長は、たゞいまの提案理由にも触れておられますが、このように今日まで放置されておつたということは、はなはだ遺憾に思ひます。もつとこれからは早くこういう趣旨のことが実現されなければならぬと思つております。しかし、しかし、しかし、議員提案でこの運びになつたことは非常にけっこう

めには試験研究と普及とは一体とならなければならぬと考えるのであります。にもかかわらず、都道府県農業試験場における、普及事業を推進するための試験研究に対する助長措置は、ほとんど講じられていなくなつたやうな状態であると思つております。食糧増産の要請がきわめて緊急な現下の実情にかんがみ、急速にこれが態勢を確立する必要を痛感いたしまして、ここに農業改良助長法の一部を改正する法律案を提出する次第であります。

なことだと思ひます。しかしこの問題につきましても、農業試験場なりまた地方の大学等々と農業普及員制度とのつながりは、一応できておりましたが、まだ十分だとは私共は考へておりません。なお農業試験場というものを運営して行くためには、これをおる一つの組織の上に、個々の農業者あるいは農業者をもつて組織する研究機関、あるいは農業団体、あるいはその他これに関連する団体とのつながりを、私共もつと合理的に、そして緊密になるような方向へ持つて行かなければならぬと思つております。たとへばなるほど大学の研究なり農業試験場の研究というものが、普及員を通じて流れて行く形にはなつておりますが、しからば個々の農業者や他の農業に関連のある農業団体やあるいは研究団体との有機的な、また組織的なつながりというものが、現在の農業試験場あるいはその他にはないことが非常に欠陥だと私は思ふ。たとへば、これは一つの仮称でありますけれども、農業試験場の運営委員会とでもいいますか、そういうふうなものをおけることによつて、農業者のいろ／＼な意見が組織的にまた合理的にその大学なり農業試験場の研究につながつて行く、またそのものがその組織を通じて流れて行く、こういうことが私は、現在の日本の農業試験場その他との運営を見ておきますと、必ずしも十分でないと思ふ。従来もそういう構想になつておるようでありませうけれども、その点が非常に抜かつておると思ひます。地方の農民は、米を集めたりあるいは農産物を集めて、そして自分たちの農業試験場をつつばにしよ、こういう運動が最近各地で

起きております。そういう農業者の燃え上る熱意というものが、農業試験場の運営にも建設的に響いて行くという関係が、何らかの形で打ち出されて行くことを私は希望しておるのでありますが、そういう点についての改良局長の御所見はどうでありましようか、これをひとつお伺い申し上げたいと思ひます。

○清井政府委員 たいま御質問の点まことにごもつともな御意見と拝聴いたしましたのであります。なるほど、普及制度が実施されて以来数年を経過しておるのであります。昨今ようやく軌道に乗つて参りまして、農業改良事業につきましても、専門技術員及び農業改良普及員が末端におりまして、それぞれ試験研究機関と連絡をとり、そして最も新しい試験研究の結果をすみやかに正確に農家に伝える役目を果たつておるのであります。その農業改良普及事業の裏打ちとなる試験研究につきましては、たいま提案者の方からお話ございましたが、国家の積極的な助成——私どもの研究の結果がまだ十分に發揮されないのは遺憾でありますけれども、思うように行つていないことはお話の通りであります。たいまの地方の試験場に対しまして助成は、主として特定の事業にのみ限つていたしておるのであります。たとへば病虫害の試験であるとか、あるいは発生予察関係の試験であるとか、あるいは牧野関係の試験であるとか、事業々々を特定いたしましたしての普及事業の裏打ちとなる試験についての助成は、まだ法制度が樹立されておらないという実情であります。そういう意味におきまして、たいま改正案が御提案になつたものと拝承いたすのであります。御趣旨まことにけつこうでございまして、私どももいたしまして、今まで努力は一応して来ておりますが足らなかつたのであります。さらに試験場に対しまして一般的な助成、すなわち普及事業の背景となる技術の助成ということに努めて参りたい、こういうふう

に考へております。

なおその際に、個々の地方の生産者とのつながりをどうするかという御質問でございまして、あるいは運営委員会のようなものに地方の農業生産者の声が積極的に直接反映するような機構を設けてはどうかという御意見であります。またまことにその点もごもつともだと思つております。実は私どもも、常々試験場というものは一般生産者から遊離することなくして、実地に即した試験研究をなすことを念願いたしておるのであります。地域試験場はもちろ、各県の試験場におきましてもそれを旨といたしておるのであります。最近各試験場に対しまして一般生産関係の参観の方が非常に多うございまして、まことにけつこうなことである私どもも考へておりますが、さらにこの傾向を助長いたしまして、生産者の直接の技術と試験場の技術が遊離することのないように進めて参りたい。試験研究の方も、もつぱら実地に即したものをさらに助長して参らなければならぬと考へております。そういう意味合いにおきまして、直接何か生産者の意向を聞くような機構を設けることも確かに一案であります。私どもも実は来年の予算におきまして、地方の試験場にはまだ及んでおらないのであります。地域の試験場に一種の委員会

のような、と言つては語弊があります。一種の生産者の声を聞くような会議を持ちまして、そこに地方の篤農家あるいは適當なる団体の代表の方等に入つていただきまして、直接そういうお方からいろ／＼な技術改良あるいは技術普及についての御意見を伺ひ、その伺つた意見を取入れまして試験場の運営に資する、こういう意味合いのものを設けたいと思ひまして、来年の予算を要求いたしておる最中でありまして、たいまのお話もその一端になるわけでありまして。地域試験場につきましては、御趣旨もつともであります。地方の試験場については、まだそこまで手が伸びていないのが現状であります。お話をどうもつともであります。さらにこれを助長して参る、一部何かそういうた具があるようでありまして、できればこれをさらに助長いたしまして、各県の試験場につきましてもそういう組織をつくつて行きたいと考へております。

○足尾委員 この予算は一億五千円余りのように聞いておられますが、これを全国にばらまくということになると、この程度では僅少なことになると思ひます。理想的にこの考へ方を徹底した場合には、大体どの程度のものが予定されるのであります。またこの法案の来年度における予算の裏づけといふようなことにつきまして御意見を伺つておきたい。

○清井政府委員 たいま御質問の点まことにごもつともな御意見と拝聴いたしましたのであります。なるほど、普及制度が実施されて以来数年を経過しておるのであります。昨今ようやく軌道に乗つて参りまして、農業改良事業につきましても、専門技術員及び農業改良普及員が末端におりまして、それぞれ試験研究機関と連絡をとり、そして最も新しい試験研究の結果をすみやかに正確に農家に伝える役目を果たつておるのであります。その農業改良普及事業の裏打ちとなる試験研究につきましては、たいま提案者の方からお話ございましたが、国家の積極的な助成——私どもの研究の結果がまだ十分に發揮されないのは遺憾でありますけれども、思うように行つていないことはお話の通りであります。たいまの地方の試験場に対しまして助成は、主として特定の事業にのみ限つていたしておるのであります。たとへば病虫害の試験であるとか、あるいは発生予察関係の試験であるとか、あるいは牧野関係の試験であるとか、事業々々を特定いたしましたしての普及事業の裏打ちとなる試験についての助成は、まだ法制度が樹立されておらないという実情であります。そういう意味におきまして、たいま改正案が御提案になつたものと拝承いたすのであります。御趣旨まことにけつこうでございまして、私どももいたしまして、今まで努力は一応して来ておりますが足らなかつたのであります。さらに試験場に対しまして一般的な助成、すなわち普及事業の背景となる技術の助成ということに努めて参りたい、こういうふう

に考へております。

なおその際に、個々の地方の生産者とのつながりをどうするかという御質問でございまして、あるいは運営委員会のようなものに地方の農業生産者の声が積極的に直接反映するような機構を設けてはどうかという御意見であります。またまことにその点もごもつともだと思つております。実は私どもも、常々試験場というものは一般生産者から遊離することなくして、実地に即した試験研究をなすことを念願いたしておるのであります。地域試験場はもちろ、各県の試験場におきましてもそれを旨といたしておるのであります。最近各試験場に対しまして一般生産関係の参観の方が非常に多うございまして、まことにけつこうなことである私どもも考へておりますが、さらにこの傾向を助長いたしまして、生産者の直接の技術と試験場の技術が遊離することのないように進めて参りたい。試験研究の方も、もつぱら実地に即したものをさらに助長して参らなければならぬと考へております。そういう意味合いにおきまして、直接何か生産者の意向を聞くような機構を設けることも確かに一案であります。私どもも実は来年の予算におきまして、地方の試験場にはまだ及んでおらないのであります。地域の試験場に一種の委員会

のような、と言つては語弊があります。一種の生産者の声を聞くような会議を持ちまして、そこに地方の篤農家あるいは適當なる団体の代表の方等に入つていただきまして、直接そういうお方からいろ／＼な技術改良あるいは技術普及についての御意見を伺ひ、その伺つた意見を取入れまして試験場の運営に資する、こういう意味合いのものを設けたいと思ひまして、来年の予算を要求いたしておる最中でありまして、たいまのお話もその一端になるわけでありまして。地域試験場につきましては、御趣旨もつともであります。地方の試験場については、まだそこまで手が伸びていないのが現状であります。お話をどうもつともであります。さらにこれを助長して参る、一部何かそういうた具があるようでありまして、できればこれをさらに助長いたしまして、各県の試験場につきましてもそういう組織をつくつて行きたいと考へております。

○足尾委員 この予算は一億五千円余りのように聞いておられますが、これを全国にばらまくということになると、この程度では僅少なことになると思ひます。理想的にこの考へ方を徹底した場合には、大体どの程度のものが予定されるのであります。またこの法案の来年度における予算の裏づけといふようなことにつきまして御意見を伺つておきたい。

○清井政府委員 たいま御質問の点まことにごもつともな御意見と拝聴いたしましたのであります。なるほど、普及制度が実施されて以来数年を経過しておるのであります。昨今ようやく軌道に乗つて参りまして、農業改良事業につきましても、専門技術員及び農業改良普及員が末端におりまして、それぞれ試験研究機関と連絡をとり、そして最も新しい試験研究の結果をすみやかに正確に農家に伝える役目を果たつておるのであります。その農業改良普及事業の裏打ちとなる試験研究につきましては、たいま提案者の方からお話ございましたが、国家の積極的な助成——私どもの研究の結果がまだ十分に發揮されないのは遺憾でありますけれども、思うように行つていないことはお話の通りであります。たいまの地方の試験場に対しまして助成は、主として特定の事業にのみ限つていたしておるのであります。たとへば病虫害の試験であるとか、あるいは発生予察関係の試験であるとか、あるいは牧野関係の試験であるとか、事業々々を特定いたしましたしての普及事業の裏打ちとなる試験についての助成は、まだ法制度が樹立されておらないという実情であります。そういう意味におきまして、たいま改正案が御提案になつたものと拝承いたすのであります。御趣旨まことにけつこうでございまして、私どももいたしまして、今まで努力は一応して来ておりますが足らなかつたのであります。さらに試験場に対しまして一般的な助成、すなわち普及事業の背景となる技術の助成ということに努めて参りたい、こういうふう

に考へております。

なおその際に、個々の地方の生産者とのつながりをどうするかという御質問でございまして、あるいは運営委員会のようなものに地方の農業生産者の声が積極的に直接反映するような機構を設けてはどうかという御意見であります。またまことにその点もごもつともだと思つております。実は私どもも、常々試験場というものは一般生産者から遊離することなくして、実地に即した試験研究をなすことを念願いたしておるのであります。地域試験場はもちろ、各県の試験場におきましてもそれを旨といたしておるのであります。最近各試験場に対しまして一般生産関係の参観の方が非常に多うございまして、まことにけつこうなことである私どもも考へておりますが、さらにこの傾向を助長いたしまして、生産者の直接の技術と試験場の技術が遊離することのないように進めて参りたい。試験研究の方も、もつぱら実地に即したものをさらに助長して参らなければならぬと考へております。そういう意味合いにおきまして、直接何か生産者の意向を聞くような機構を設けることも確かに一案であります。私どもも実は来年の予算におきまして、地方の試験場にはまだ及んでおらないのであります。地域の試験場に一種の委員会

ばならぬと思つております。全体から考へてどの程度の子想かというお話であります。これは実ははなはだむずかしい問題でありまして、やはり試験場でありまして、原目体必要な試験研究もあるわけであります。そこまではなか／＼補助の手は伸ばしにくい。しかし補助いたします以上は、普及事業と関連ある試験に対して補助する建前はやはり堅持せざるを得ない、こういうふうに考へております。

た、いま各県の試験場を大体當つてみますと、一試験場当り平均経費は二百六十万円くらいになっております。そのうち人件費が千百万円、あとは国の補助というふうなことでなつておりますが、この程度のものではむろんいけません。今回の一億五千万円も原別にいたしますと、この額を將來さらに増額いたしますので、研究が円滑にできるやうに努力いたさなければならぬ、こういうふうに考へております。

それから第二の点の応用研究費の御質問でございますが、応用研究費は実は本年度農林省全体で八千万円でございます。昨年度は二千八百万円でございますが、これは八千万円、大分増額になつたのであります。そのうち改良関係費として四千万円ばかり支出いたしておるのであります。いろいろ御批判もありますが、四千万円の応用研究費についても、民間の試験研究機関あるいは大学等の試験研究機関から非常な御要望がありまして、その御要望のうちから、特に國家的な見地から見て適切であるというものに対して、最小限の研究を委託する、こういうことに努めて参つておるのであります。

また、ことに本年度は、ごまかな問題はもちろぬ必要であります。それよりもさらにいろいろな観点から総合的に研究を要する試験あるいは土壌の分析の問題とか、あるいは牧草の問題とか、単に農業改良だけでなく、畜産の面も開拓の面も総合的に研究する必要があるやうな相当力を入れておられます。その方面に研究を委託したものであるとあります。その他物件等につきましてもあまた研究がある中に、いろいろ選択して出します。その選に漏れた人々から、いろいろ御要求が起つて来ておる。われ／＼としても困つておるのですが、いづれも熾烈な御要求でございます。こちらの方の出す金額は少い研究者の方に対しては、はなはだ遺憾に考へておるのであります。われ／＼研究費の運用というものは、とにかく単に門戸をとぎすといふやうな批判がかなりあるとします。それ、そういうことではないのであります。國家的に有用な研究題目を取上げて、それに対して補助をして参る、このやうにして將來進めて参らなければならぬと思つております。明年度も相当地な金額を要求しておりますので、本年度以上に予算が成立いたしますれば、その面に対する御要求も相当かなるかと考へておられます。それ、われ／＼といひました。何ら門戸をとぎすといふことでなしに、それの非常に必要なものについて取上げて研究していただく、こういう考へ方でもつて委託をしておる、こういうやうな状況でございますので御了承を願ひたいと思ひます。

○坂田委員長 本案に対する質疑はなお続行中でありまして、しばらく本案に対する質疑は差控へ、この食糧糧問題について調査を進めたいと存じます。特に労務加配米等の問題につきましては、質疑の要求がありますので、これを許します。足鹿野君。

○足鹿野委員 食糧庁長官に加配米の問題でお伺ひしたいと思います。現在の加配米はいろいろなものがあるでしょうが、特に私の伺ひたいのは、炭飯労働者等に対する労務加配米の問題であります。全国二十数万に余る地下産業と申しますが、非常に重い、しかも日本産業の基幹を背負つて立つ労働者諸君に対して加配米の制度が行われておるといふことは、まことにけつこうであります。現在では少いからみがあるやうな労働者に対する加配米に、いわゆる労働者に対する加配米と言つてしまえばそれまでであります。炭飯の長期ストのため、この先渡しが最近とだえました。それで現地の労働者は、非常な困難を訴えて来ておるのであります。働いた者に対する加配米の制度であるからと言つてしまえばそれまでであります。しかしかりに労働者が坑内作業に従事してもしなくても、非常に少い加配米でありますから、これは急に腹の調整をとることはできません。従つてやはり加配米をもらつた程度の食習慣というものは、そう急激に改まるものじやありません。現在長期ストの関係からその適用がストップされておられますが、これはりくつの方からいつて、なるほど加配米ということにこだわれば、そういうことになりましても、しかし労働組合がストライキをやるといふことは、別に不法

行為ではなくして、あくまでも日本の法律によつて保障されたいわゆる争議行為である。しかも先般のストライキの長期の間におきましても、何ら秩序を乱すやうなこともなく、整然として労働者の権利の主張となれるという形においてやつておられます。これらに對しましては、もちろんストライキ期間中の加配米を配給すると同時に、現在先渡しの制度がストップになつておりますから、この点については当然政府としてもあたたかい気持でもつて、これらの労働者諸君の食生活の問題を解決していただきたいと思ふのであります。食糧庁長官のこの問題に対する御所見、また具体的な取扱ひ方について、いかように考へておいでになりますか、お伺ひしたいと存じます。

○東畑政府委員 労務加配米制度が行われましてから、実はこういう長期のストライキが行われましたのは初めての経験でございます。加配米は稼働日数によつて渡すというのが一つの建前になつておられますので、ストライキが行れますと、現実として加配米ができないやうな建前になつておられます。実はこういう長いストライキが行われまして、加配米制度をやつておられますと、多少ずれができてまして、現実にはストライキが決して働かぬ時分には加配米が切れるやうな問題になつて参ります。それは過去に渡したものをためておけばいいのだと言つてしまえばそれつきりでありまして、私もとしましては炭飯の方から相当強い要望がありまして、せつかくストライキが解決したときに、こういう問題でまたごた

ごたするのにも本意でありますから、何かりくつと實際を解決する方法はないかというので通産省とも密りに協議中であります。そしてこれは私見でございますが、ストライキ解決後は相当稼働も急激に上るであらう。従来二十日間が大体月の稼働日数であります。二十日間平均で加配米を渡しておるのであります。これをかりに今後労働者も稼働を上げるといふ建前で、二十五日くらいは月に働くといふことにいたしますと、五日分くらいは従来よりも多くなりまして、こういうことを相当継続して行きますと、結果として米はずつと平均して流れているのでありますから、過去の二十日分くらいを継続して参りまして、稼働日数によつてやるという従来を減らすやうに、現実的に米を出して行くといふ解決の方法があるではないかというので、通産省とただいま事務的な話し合ひをいたしておられます。だから従来二十日間であつたものをストライキ後は二十五日程度の稼働があるであらう、こういう推定をいたしまして前渡しをして行つて、現実問題として米を減らさないで行けば、従来の二十日の稼働くらいはできるじやないか、こういうふうには思つておられます。なお炭飯その他の要請等も若干ありますので、今政府部内において検討しておるやうな次第であります。

○井上委員 この際加配米問題に関連いたしまして、先般もお伺ひいたしましたのであります。病入院患者に対する配給米の問題であります。加配米につきましては、いろいろ従前通りの率を下げないやうにお手配を願つておるのであります。基本配給の面で、そ

の質が非常に低下しておるといふ陳情が、非常に各国立病院その他結核療養所等の入院患者からやましく来るのです。それで今までやつておりました基本配給を、各入院患者にはほとんど米でもつて全量を配給しておる、これは当然の処置でありまして、おかげを給食しなければならぬ者としてしましては、その質をパンにかえてみたり、あるいは一部麦にかえてみたりしましたものでは、これは耐え得ないのであります。それから基本配給を従前通り、入院している者には米で保障してやるといふことが必要でないかと思ひますが、その点についてあなたの方によく報告がないじやないかと思ひますが、一応御検討願ひまして、基本配給を米でなしに、内地米でなしに、外米をまぜてみたり、あるいはまたパンを渡したり、そして實際その病臥中の病人に給食上非常に支障を来しておるといふ実情であります。全体から考えればこれはほんのわずかな量だらうと思ひます。そういう点について、十分御検討の上ひとつ善願願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○東畑政府委員 病院の加配米につきましては、この前申し上げましたように、精神病等が四十グラム、その他が八十グラムと四十グラム、これを米百パーセントで渡すということであつたのであります。端境期を控へましてそれを若干食糧行で切りましたのが問題になつたのであります。これは復活いたしましたのであります。基本配給を全部米で渡す、こういうお話は実はきよう初めからお聞きするのであります。加配米は百パーセント米で渡してありますが、基本の方は一般市民並に――

全部米で渡すというのは、実はきよう初めからお聞きしたような次第であります。はたしてそれでいいかどうかは、もう一べん慎重に検討させていただきますと思ひます。

○井上委員 私は元氣な人に対して基本配給を考へるというのではなしに、實際を出して入院しております人の病食としては、お互いにおかゆ食がほとんど毎日のように必要であり、特に栄養を必要とする面からも、若い人ともかくとしまして、四十、五十というようになつて来ますと、やはり米食になれておりますから、非常にその点は難儀をしておるようでございます。これがそんなに需給の上に大きな支障を来さない量でありますならば、これは親心をもつてめんどう見てやるということに――特に入院しておる人は、どちらかといへば働かざる者が多いのであります。やみの米を買つてはなかなか長い間続きませんから、この点は特にひとつ人情を持つて御指導をお願いしたいと思ひます。

それからいまいつこの際何つておきたいのは、例の配給小売店の登録の問題であります。多分来年の一月の中ごろから小売店の登録を新たにし、三月ごろには卸店の登録がえが予定されておるはずであります。従来やりました登録は、いろいろ関係から非常に競争が多くて、必要以上の混乱を至るところに見せ、またその登録店に当選をいたしましたために、ものすごい運動資金を使つておられます。しかしいかにせん、消費者というものは一定不動のものであります。単に商人の利己的な立場からいろいろな面で行われる結果が、逆に中間経費を生み出さなければならぬことからして、不当な経費の支出をやりましたために、たとえば不徳な商行為が行われるというようなこともわれわれいろいろな面でお聞きしております。そこで政府としましては、依然として従来行いましたような競争による登録を認めて登録がえをやる予定ですか。それとも大体二、三年やつた経験から、一応商確は安定した、あまり不正でなく、かつまた消費者からも非難のない登録店は、このまま認め行く方が中間経費及び中間的ないろいろな副作用を防止する上からも必要でないかという意見もありません。これらの点についてどうお考えになつておりますか。この点大事なお問題で、大事な時期でありますから、この際ひとつ明確にしたいと思ひます。

○東畑政府委員 小売店、卸店の登録の問題でございますが、過去二箇年間の毎年一回ずつ登録をやりました結果、井上さんのおつしやいまして、井上さん若干競争に伴う資金が多くなるという問題がマージン等の問題を起したり、いい点に弊害もあつた点は事実でございます。大体二箇年やりました結果、今日小売店が一店当り大体百俵程度の米を平均扱つておる。これは戦前の取扱量と大体同じような状態でありまして、これが少くなりましてマージンが非常に上る、政府としましては、まず平均百俵程度扱ふことが、今の実情からいへば合理的ではないかと実は考へております。そこで登録問題等につきまして、登録をすべしという意見もちらんあります。登録をこの際延ばしてくれという要求もありません。いろいろ検討しておつたのであります。全体の組織である全糧連、全米商連といふのがございしますが、ほとんど大部分、九割以上の意見が、この際延期してもらいたい、延期はするが、その間小売、卸の間に若干一齋登録ではなしに、ある必要が起つた場合には卸店をかえる、小売店をかえるという制度を何と考へてもらいたい、こういう要望が最後の結論として出たのであります。政府といたしまして、そう毎年毎年一齋登録をする必要もございませぬので、この際は一応延期をいたしますが、その間小売、卸の間に必要とする必要のある場合においては卸店をかえるということも、政府として必要な場合はやめてもいいじやないかという制度を新しくつくりまして、免許をしてみてもどうか、こういうことで実は内定いたしておるのであります。これは省令の改正でできるのであります。農林大臣の権限でございますので、私の庁で今案をねりまして、大体そういう方向で農林省としての意見を決定していただきたい、こういうふうに考へておるのでございします。

○井上委員 これは非常な大事なお問題ですから、この際お聞きしたいのです。が、あしたからこの農林委員会はしばらく休みでありますから伺つておきたい。それは、一つは、お聞きいたしますと、明後日あたりから米価審議会を開くらしい。この審議会は、小売価格を中心にした問題である。そうすると、米価審議会ではいかなる結論が出来ますか、政府の考へておられます案と方とが異なる場合、政府としてはいかなる措置をされる予定ですか。単に形式的に米価審議会の承認を得ようという態度でございしますか、それとも米価審議会の意見はあくまで尊重して、もし米価審議会が公正なる答申をいたしました場合は、それを次年度予算から次年度予算で更正するなり何なりするといふ方針をお持ちですか。これは食糧長官としても、きわめて大事な問題でありますので、多少政治的な立場も入つておりますけれども、一応その点は明確にこの際お答えを願ひたいと思ひます。

○東畑政府委員 二十六日にやります米価審議会は、消費者価格を御諮問するわけでありまして、その諮問案等につきましては、たゞこの委員会で申し上げました、政府の考へております消費者価格の御説明をいたしまして、それに関係する資料を詳細御説明いたしたい、そういうつもりでおります。その結果どういふことになりましかは、これは私として、誠意を尽くして御説明をいたす以外のことは今考へておりません。結果につきましては、また別個に相談をしてみなければならぬ、こういうふうに考へております。

○井上委員 もう一点確かめておきますが、もちろんその程度ですが、今日の米価の小売り価格及び生産者価格は米価審議会できめられますが、先般食糧行は食糧行の扱つておる穀粉について、省令を改正して、穀粉の買上げをやることとにあつて穀粉価格を決定しております。この穀粉価格は、穀粉はもちろん食糧の中に今日では入つておられませんけれども、しかしそれをつくつておられますような畑作農家の方々には、非常に大きな影響を持つております。そういうものも一応米価審議会等の議に付して、公正な価格であるかどうかというのを決定を願うとともに、なおあ

の買上げ価格から逆算しまして、原料
の買上げ価格がかりに二百円なら二百
と十貫当り押えまして、はたしてそう
いう割出しになつておるかどうかとい
うことが明確にされる必要があるの
ではないか。と申しますのは、政府が買
上げました穀物の価格というものは、
は、承るところによると、いろいろ
調査してみなければわかりませんが、
私の聞いたところによると、あの買上
げ価格から逆算した原料価格をは
るかに下まわつた価格で買うたいも
生産された穀物が、ああいふ価格で買
い上げられておる。そうすると、あの
価格で買上げてもらつた穀物会社は、
あの価格から逆算した原料の価格によ
つて生産農家にバック・ペイをする必
要があると思う。もしあの買上げ価格
で逆算して、かりに十貫二百円なら二
百円と押えて、二百円以下で買うたも
のによつて生産されたものが、二百円
の価格で穀物価格が買上げられてお
る場合には、その差益金は当然農家に
還元する必要があると思う。そういう
措置がとられないと、いも作農家は何
らの利益をもたされぬといふこと
になつて来る。そういうことができま
すか、どうですか。これは大事な問題
です。

見も聞いてやるのが望ましいことで
ある、こういうふうな考えです。ただ
いまのところは臨時的措置として、昨
年も突はいたしたものでありますが、
やつておられますので、これは閣議決定
という政府だけの決定で突は決定をい
たしたような次第でございます。将来
の、制度として恒久化する場合はまた
別個に考えなければならぬ、こういう
ふうな思ひです。

それから穀物の価格といふもの価格と
は必ずしもつり合いがとれておらない
といふお話は、私も若干認めざるを得
ないのでございます。これはまことに
遺憾なことでございます。相なるべく
は、政府の穀物の買上げといふこと
は、同時にそれがいもの価格安定であ
るといふことが望ましいことだと思ひ
ます。目下のところ、政府の買上げ
の穀物と農家との間の制度がございま
せんので、政府としてはそういうこと
をいたすわけには参りません。今後と
もこれは立法事項として検討を進めて
みたいと思ひておられます。

○東畑政府委員 穀物の買上げを通
しまして、いもの価格を安定いたしま
す趣旨であることは、もちろんのこと
でございます。この価格決定につきま
して井上さんの御意見がございました
が、私といたしまして、制度として
はつきりとこのいもの価格安定なり買
上げ価格を安定いたします場合におい
ては、米価審議会になるかどうかはわ
かりませんが、そういう民主的な御意

米の供出買上げは俄建になつておつ
て、しかも六十キロ建で供出させてお
る。従つて六十キロ建といふことは検
査日に六十キロあればいいといふこと
に了解してよろしいのでありますか。
その点お尋ねいたします。

○東畑政府委員 六十キロは検査当日
六十キロあればいいのであります。従
いまして検査前には、若干減ることを
おそれまして六十キロより少しよけい

○川俣委員 時間がありませんし、あ
とに緊急採決を願わなければならぬ問
題もありませんので、簡単にお尋ねいた
しますから、御答弁願ひたいと思ひま
す。

○東畑政府委員 具体的なことは私存
じないのであります。検査米は水分
検査もいたしておるのであります。水
分が非常に多いと、目方がありますし
てもこれは等外になります。だから六
十キロあればいいといふのであります
が、今、歩増し制度のお話がござい
ましたけれども、将来は私の方でそう
いふことのないように厳重に申し渡し
をいたします。過去のことについて
は、私は具体的な例をよく聞いており
ませんので、何とも申し上げにくい
のであります。

入れる場合もあるようですが、検査当
日六十キロあればいいかと思ひま
す。

○川俣委員 ところが東北、特に山
形、秋田、新潟のような秋の天候の悪
い所は、軟質米に加えるに十分な乾燥
が行つていないことは認めなければな
らぬ。しかしながら六十キロ建で検査
しておるのでありますから、当日六十
キロあればいいはずであります。所
によりまして、百匁ないし百五十匁、
六十キロより以上に入れさせておられ
ますが、これらの点については、将来返
される意向であるかどうか。これは重
大だと思ひます。かつて小作争議が
起りましたのは余す返せといふのが
小作争議の発端になつておられますの
で、将来こういう問題が起ると思ひま
すが、もしも当日明らかにならぬとい
は百五十匁入れておつたことが立証さ
れますならば、返還される必要があ
らぬと思ひますが、これに対する御答
弁を伺ひたい。

○東畑政府委員 検査の規則によりまし
て、等級には水分が影響することは当
然であります。水分の含有量が多けれ

ば等級が下るのは当然のことでありま
す。また乾燥をよくしなければならぬ
といふことも当然のことでありませ
んが、六十キロ建で買われるのならや
り当日六十キロあればそれを認めなけ
ればならないと思ひます。そのためにあ
とに残される保有米にも非常な影響を
して来ます。また供出量にも非常に影
響して来るわけですね。作報調査はキ
ロでつておらないはずである。石でつ
ておられますから、こうした天候地帯に
おける石数あるいは生産量といふもの
は、石でつておられますので、生産量
としてはあるけれども、俵に詰めてし
まうと、それだけの生産量がなかつた
といふ結果になるわけでありませぬ。こ
れは結局補正にも影響して来るし、ま
た保有米にも影響して来る。従つてこ
うした問題が将来起るのでありますか
ら、これは返還される必要があると思
うのですが、もしあれば——将来はそ
ういふことのないようにするといひま
すが、あつた場合にはこれは返還され
ますか、どうですか。

○東畑政府委員 これは供出でありま
しても、売買契約で買つておるのであ
ります。一応買いましたものは、違法
にやつておれば別であります。検査
しましたものは返すといふわけには参
らないと思ひます。将来は六十キロと
いふことを厳重に申し渡すつもりで
あります。

○川俣委員 将来厳重はやられるとい
うことは、不当にとつたといふことを
お認めになつたことですね。従つても
もそういう事実があれば、これは弁償
されるなり——米で返済といふことは
非常に困難だと思ひますから、弁償さ
れる必要があると思ひます。あるい

は米に換算して追加支払いをされる必
要があると思ひますが、この点はい
かがでありますか。

○東畑政府委員 一応買いましたもの
につきましては、従来とも弁償したこ
ともございませぬ。私たちとして、具
体的に秋田県の事情をお聞きした上で
結論を出したいと考えております。

○平川委員 先ほど足鹿委員から炭灰
労働者の加配米の問題をお聞きになつ
たので、私それに関連をして、ただ一
点だけお聞きしたいと思ひます。何か
二十五日分を確保するといふようなお
話でございますが、いわゆる消費界の
労働加配米が、今度の麦の統制撤廃に
関連して減量せられて来ておるとい
ふことではあります。これもまた炭灰
係と同じように御考慮になるものであ
りますか。その一点だけちよつとお聞
きしておきたいと思ひます。

○東畑政府委員 労働加配米の問題
の御質問だと思ひますが、労働加配
のうちの米食率につきましては、一般
の基本配給につきましては米食率が非
常に違つておられます。労働加配の米
食率等につきましては、中央で流しま
すものと、地方で流しますものとあ
るのであります。なるだけ均一にした方
がいいであらうといふので、順次ずら
しておられます。たとえば、現在六六
の米食率、六四の米食率とございま
す。炭灰だけはもう少し多くなつて
おります。そういうふうにして順次米
食率は均一化をはかつて行きたいと思
ひます。

○山本(幸)委員 東畑さんにお聞きし
たいのですが、実は先ほど足鹿委員か
ら質問しました労働加配の問題です
が、炭灰の諸君が非常に賃金が安いこ

は米に換算して追加支払いをされる必
要があると思ひますが、この点はい
かがでありますか。

とは、あなたも御承知だと思つたので、そこで私も考えるのに、今食糧庁で管理困難な悪い麦を相当お持ちだといふことを聞いています。この間その一部分が、飼料不足を補うために、飼料の方にまわされたといふことを私も聞いておるのですが、この際炭炭の諸君の資金が非常に安いといふ点を補い、しかも量を要求しておるといふ点をならみ合せて、そういう管理困難な政府手持ちの麦を炭炭の方へ、いわゆる特別な価格をつくらせて売却されるような方針があるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○東横政府委員 政府の持つておられます大麦のことだと思つていますが、カナダ、アメリカ等から参りましたものの中に若干品質の悪いものがございまして、こういうものは歩どまり等をよくいたしまして、なるだけ日本人の嗜好に適するような形で放出いたしますと、その消費は困難でないと思つて、炭炭におきまして、必要な場合には隨意契約で売つておるのであります。今後とも労働者、農民等の要求があれば、これは私の方でも隨意契約で売ることによぶさかでありませぬ。ただ価格につきまして特にこれを安くするといふことは、なか／＼困難でございますまして、農民に対しての配給等につきましても、卸売価格で末端までは渡すといふのが精一ぱいでありませぬ。それ以上安くいたしますことは、会計上の建前もありまして不可能でございます。小売をのけました卸売価格をもつて末端にお届けするといふことによつて相当安くなる、こう思つてお

○坂田委員 先ほどの農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に關して他に御発言はありませぬか。――なければ、これより討論に入ります。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕
○坂田委員 討論を省略いたしましたし、これより採決に入ることになつたかと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員 それではこれより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○坂田委員 起立議員。よつて本案は原案通り決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成に關しては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂田委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

○坂田委員 ただいま野原正勝君外九十九名提出、海岸砂地帯農業振興臨時措置法案が本委員会に付託になりました。

本法案を議題といたし、審査に入ります。まず本法案の趣旨について提出者の説明を求めます。野原正勝君。

海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

〔目的〕

第一条 この法律は、海岸砂地帯に對し、潮風又は飛砂に因る災害の防止のための造林事業及び農業生産の基礎條件の整備に關する事業をすみやかに且つ総合的に実施することによつて、当該地帯の保全と農業生産力の向上を図り、もつて農業経営の安定と農民生活の改善を期することを目的とする。

〔海岸砂地帯の指定〕
第二条 農林大臣は、海岸砂地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、潮風又は潮流に因つて、積された砂土におおわれているために、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つてゐる土地が集团的に存在する都道府県の区域の一部を海岸砂地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県知事に通知しなければならない。

〔都道府県知事の定める農業振興計画〕
第三条 前条第二項の通知を受けた都道府県知事は、同条第一項の指定に係る海岸砂地帯に對しての農業振興計画を定め農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、関係人の意見を聞かなければならない。

〔農林大臣の定める農業振興計画〕
第四条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参し、かつ、海岸砂地帯農業振興対策審議会の意見

見を聞いて、海岸砂地帯に對しての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 前項の予算の計上に當つては、第一項の農業振興計画が総合的且つ効率的に実施されるよう考慮されなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通に關する計画を定めなければならない。

〔農業振興計画の内容〕
第五条 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

- 一 防災林の造成、改良及び維持管理に關する事項
- 二 農地の造成、改良及び保全に關する事項
- 三 農業用道路その他農地の利用に必要なる施設の整備に關する事項
- 四 農畜産物の生産、加工、販売その他処理に關する共同施設の整備に關する事項
- 五 農業技術の改良、農業経営の合理化及び農民生活の改善に關する事項

〔事業の実施〕
第六条 第三条及び第四条第一項に規定する農業振興計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に關する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施する。

〔委任事項〕

第七条 第三条から前条までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定に對して必要な事項は、省令で定める。

〔海岸砂地帯農業振興対策審議会の設置及び権限〕
第八条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他海岸砂地帯に對する農業振興に關する重要事項を調査審議するために、農林省に海岸砂地帯農業振興対策審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

2 審議会は、海岸砂地帯に對する農業振興に關する重要事項につき、関係行政機関の長に對し意見を申し出ることができる。

〔審議会の組織等〕
第九条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

- 一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人
- 二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人
- 三 自治庁次長
- 四 大蔵事務次官
- 五 農林事務次官
- 六 建設事務次官
- 七 経済審議庁次長
- 八 都道府県知事の中から農林大臣が任命した者 二人
- 九 都道府県議會議長の中から農林大臣が任命した者 二人
- 十 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の教授の中から農林大

十一 農林業者の団体を代表する者の中から農林大臣が任命した者
五人以内

2 前項第一号、第二号及び第八号から第十一号までに掲げる委員の任期は、二年とする。但し、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
4 会長は、会務を総理する。
5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償貸付等)
第十條 國は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條(無償貸付)又は第二十八條(譲与)の規定にかかわらず、第四條第一項の農業振興計画による事業を行う地方公共団体その他の者に對し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は讓与することができる。

昭和二十八年一月二十二日印刷

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。
3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項の表中「中」を「中」に改定する。

第三十四條第一項の表中「中」を「中」に改定する。
作地城農業改良促進対策審議会の項の次に次の一項を加える。

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第...号)	審議会
の規定によりその権限に與せしめられた事項を執行すること	

○野原委員 たいだいま議題となりました野原正勝外九十九名提出、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。四面海に囲まれたわが国の海岸線約四百万キロの随所に海岸砂地地帯が発達しております。その面積は実に十五万余町歩に達するのであります。海岸砂地地帯は海岸に特有な潮を含んだ強風が四季を通じて常時吹き荒び、日本海岸の冬季においては風速十メートル以上の日が一箇月のうち二十日以上に及ぶという実情であります。この潮風が沿岸一帯の農作物に蓄積的な被害を与え、また河川から放出される土砂を海岸に堆積し、飛散して、家屋、農作物を埋没する等この地帯の農業並びに住民の生活に多大の害を及ぼしております。これが対策として古くから海岸防

林の整備が先覚者の努力によつて行われ、現在海岸防炎林の面積は約四万町歩に上つておりますが、いまだ不備のところが多く、ために五万六千町歩に及ぶ広大な不毛地がまつたく放任されているという状態にあります。特に戦時中、軍用施設としてあるいは軍需関係用材として伐採し、また戦後においては無計画な開墾等のために荒廢に帰した海岸防炎林の面積は実に七千余町歩に上り、各地においてその被害はゆゆしき問題を提起いたしております。従つてこれらの不備ないしは荒廢した海岸防炎林を急速に整備することが焦眉の急務として要請されているのであります。

次に海岸砂地地帯の農業経営の実情を見ますと、相当面積に上る砂耕地が不完全な開墾状態のままに放任されているということができるのであります。このことは、一面において生産力がきわめて弱小な砂地であるということと、潮害、旱害等の災害が常時発生することに起因しているものであります。従つてこのような原因を一掃して、砂耕地の完全開墾をはかることは食糧増産の上からも、またこの地帯の農業経営を確立する上からも寸刻もゆるがせにできないこととあります。特に旱害防止のため一部地方にありましては、酷暑灼熱の候において、二箇月有半の間ほとんど欠くことなく水くみ灌漑をして辛うじて収穫をあげているという実情にあります。この苛酷な水くみ労働の合理化は、農民生活の改善上速急に解決を要する事項であります。

以上海岸砂地地帯の防炎林と農業経営の実情の一端を述べたのであります

が、戦後における諸情勢の推移に伴ひまして、海岸砂地地帯開墾の要請は急激に高まつて来たのであります。すなわち近時沿岸漁業の不振により多数の漁民の農業への移行を迫られており、また内陸農村においては、戦後特に人口問題が重大化しつつありまして、海岸砂地地帯は増反開墾ないしは、二、三男の入植の對象として着目せられ、開墾の促進が漁村と内陸農村の双方から具体的日程に上つて来たのであります。これを要するに海岸防炎林を整備して、沿岸一帯にわたる農作物の常習災害を未然に防止するとともに、新たに農地を造成し、あるいは畑地灌漑等の施設を講じて農業生産を安定する等、海岸砂地地帯を速急に開墾し、日本農業が当面する最大の課題とも申すべき食糧問題並びに、農村人口問題の解決の一端に資するとともに、低水準に置かれているこの地帯の農家経済の確立、並びに農民生活の改善向上をはからんとすることを主眼といたしまして、ここに本法案を提案いたしました次第であります。

以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

第...ありませう。
○坂田委員長 本法案に対する質疑は次会に行います。
暫時休憩いたします。
午後三時三十一分休憩
休憩後は開会に至らなかつた。

〔参照〕
飼料需給調整法案(井上良二君外七名提出)に關する報告書
飼料需給安定法案(小笠原八十美君外十二名提出)に關する報告書
農業改良助長法の一部を改正する法律案(野原正勝君外二十四名提出)に關する報告書
請願に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

次に法案の内容、条文につきまして、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法その他既往の特殊法とほぼ同様でありますので、詳細は説明は省略いたしますが、その骨子とするところは國の財政、金融の両面から援助を与えて、災害防止のための海岸防炎林の造成並びに畑地灌漑等の土地改良事業と營農改善の基幹施設を総合的かつ重点的に実施することを規定いたしておるのであります。

以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

衆議院農林委員会議録第十二号 中正誤
一頁三段一六行の次に「豊川農業水利事業工事方法改正の請願(福井勇君紹介)(第一四〇四号)」を加えるべきの誤